

令和5年3月31日

各 幼 稚 園 長
各小・中・高等学校長
広島中等教育学校長
広島特別支援学校長

様

学 事 課 長
健康教育課
学校安全対策担当課長
指導第一課長
指導第二課長
特別支援教育課長

感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒に係る留意事項について（再周知）

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局教育課程課及び健康教育課・食育課から事務連絡がありました。

児童生徒等の出席等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて」（令和3年9月16日付）から変更はありませんが、新学期を迎えるに当たり、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導を含めて国から改めて留意事項が示されましたので、ご確認ください。

【担当】 学 事 課：東 主 査
（504-2469）
健康教育課：山根指導主事
（504-2491）
指導第一課：大下主任指導主事
（504-2486）
指導第二課：江島指導主事
（504-2487）
佐々木指導主事
（504-2704）
特別支援教育課：生駒指導主事
（504-2494）